

SCI フォーラム・会員規約

第1条（名称）

当会の名称は、「SCI フォーラム」（以下「当フォーラム」という。）とします。

第2条（運営・管理）

当フォーラムは、一般社団法人 SCI フォーラム（以下「当法人」という。）が運営・管理（入退会手続き、会費等の収受、会員規約の改廃等を含む。）いたします。

第3条（目的）

当フォーラムは、企業・セクター・個人の枠を超えて繋がり、互いに啓発しあうことで、未だ解決されていない社会の課題に気づき、イノベーションを興すきっかけをつくることを目的といたします。

第4条（活動）

当フォーラムは、前条の目的を達成するために以下の活動を行い、必要なサービスを提供します。

- ・勉強会、講演会等の企画・開催
- ・会員交流のためのイベントの開催
- ・イノベーションの活動支援（主に助言、マッチング、コーディネーター）
- ・インターネット等による情報発信
- ・その他前項の目的を実現するために必要な一切の活動

第5条（入会）

当フォーラムは、当フォーラムの設立趣旨に賛同し本規約を承認するとともに、当フォーラムへの入会申込後、当法人がそれを承認した法人を会員といたします。

第6条（会員資格の有効期限）

入会手続きを完了した月から1年後の当該月末日までを会員資格の有効期限とします。有効期限の2か月前までに会員から退会の意思表示がない場合、会員資格の有効期限は自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。

第7条（入会金・会費・オプションサービス利用料）

入会金は10万円（税別）とし、一般会員の年会費は10万円（税別）／年、運営会員の

年会費は100万円（税別）／年とします。一般会員と運営会員の受けられるサービスについては、別紙「SCI フォーラム会員制度」に記載します。ただし、当フォーラムが提供するオプションサービスを会員が利用申込した上で利用する場合は、別途定める利用料を支払うものとします。

第8条（退会）

会員は、所定の退会届を提出することにより、いつでも当会を退会することができます。なお、会員資格の有効期限内に退会する場合でも、支払済みの入会金または年会費は、返還しないものとします。

第9条（会員資格の喪失）

前項のほか、次の各号に定める事由に該当する場合にも会員はその資格を喪失します。

- ・会員が破産、民事再生もしくは会社更生の申立をし、または申立てを受けたとき
- ・当フォーラムが解散したとき
- ・除名されたとき

第10条（除名）

当フォーラムは、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、当該会員を除名することができます。

- ・当法人、および当フォーラムの名誉を著しく傷つける行為があったとき
- ・法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき
- ・会員としての品位を損なう行為があったとき
- ・その他、会員として不適当と認める相当の事由が発生したとき

第11条（SCI アクセラレーションプログラム）

SCI アクセラレーションプログラムは、別途定める要綱に基づき、当フォーラム組織および支援団体等の特別チームにより実施されます。SCI アクセラレーションプログラムをご利用いただくに際しては、別途申込みおよび費用の支払が必要となります。

第12条（個人情報の保護）

当法人は、当法人または当フォーラムが保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱います。

第13条（知的財産の帰属・保護）

当法人が当フォーラムに関して制作した著作物の著作権は当法人に帰属します。但し、会

員との共同著作物に関する著作権は、会員と当法人で別途協議の上、帰属先を定めます。当フォーラムの活動を介して共同で創作された発明、考案、意匠、商標に関する権利は、当法人およびその創作に参加した会員で別途協議の上、帰属先を定めます。当法人が当フォーラムに関して作成し発行するすべての資料、データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡し、または公表することを禁じます。但し、すでに個別の企業が固有で持つ特許や技術、商標や意匠についてはこの限りではありません。

第 14 条（諸届）

会員は当フォーラムに届け出た法人名、参加責任者名、担当者名、所在地、電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとします。

第 15 条（規定の変更）

当法人は、事前に通知することなく、本規定の全部または一部を改定することがあります。この場合、当法人は、会員に対し、その内容を通知または公表いたします。会員は、本規定の改定がなされた場合は、改定後の規定に従うものとします。

第 16 条（免責）

会員が当フォーラムの活動やサービス等を契機として、他の会員や第三者と取引関係に入る場合、会員は、取引条件等を十分確認するなど自らの責任で取引を行うものとします。当法人または当フォーラムは、会員と他の会員又は第三者との取引について、一切責任を負わないものとします。

第 17 条（活動またはサービスの変更等）

当法人は、運営会員と協議の上、当フォーラムの活動または会員サービス等の全部または一部を変更、停止、中断、または終了する場合があります。

2019 年 7 月 4 日

一般社団法人 SCI フォーラム